

平成30年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

平成30年12月28日（金曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第1号）

平成30年12月28日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 7号 専決処分の承認を求めるについて

〔平成30年度大衡村一般会計予算の補正について〕

第 4 議案第72号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより平成30年第3回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、遠藤昌一君、11番、山路澄雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 佐々木春樹君 登壇〕

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました平成30年第3回大衡村議会臨時会の運営について、本日9時30分に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本臨時会に付議されました議案は、村長提出案件が2件であります。内訳は、専決処分の承認を求めるについて、財産の取得について、損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとすべきものと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） どうも皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第3回大衡村議会臨時会を招集いたしました。年末も押し迫っての開会ということで、本当に皆様方にはですね、大変お忙しい中でのご出席、本当に心から御礼を申し上げる次第であります。

ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

今年も残すところ、本日を入れて4日のみとなり、間もなく新しい年を迎えるとしております。輝かしい新年が、村民の皆様にとりまして、より良い年となりますことを心からご祈念申し上げる次第であります。

来年は村政施行130年という記念すべき年でもございます。さらにはですね、元号も来年4月でしたか、5月でしたか、元号も改元されるという、そんな新年になるんではないかなというふうに思っております。そういったところで、本当に輝かしい新年がですね、村民の皆さんにとりまして本当により良い年となりますことをご祈念申し上げる次第であります。なお新年早々でありますけれども、6日にはですね、交通安全祈願祭と大衡村消防団出初式があります。予定しております。それから11日は村民を対象とした新年会、そして13日には成人式ですね。それぞれ開催される予定になっておりますので、議員の皆様におかれましても、ご出席を賜りますようよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

第4回定例会、先日ありました。提案いたしました議案につきましては、全てご可決を賜ったところであります。これも本当にありがとうございます。感謝にたえないところであります。定例会終了後間もなく、本当に慌しい中での臨時会開会となりましたけれども、本会に提案いたしました案件は2件であります。

承認第7号は専決処分の承認を求めるもので、一般会計予算に1,500万円を追加する。

議長（細川運一君） 150万、1,500万っておっしゃいました。

村長（萩原達雄君） ごめんなさい、すいませんでした。もとい承認第7号は専決処分の承認を求めるものであります。一般会計に150万円ありました、それを追加するものであります。

そして議案第72号は大衡小学校教育用コンピューターの更新に伴って、ハードウェア並びにソフトウェア等の財産を取得するものであります。

以上、承認1件、そして議案1件の合わせて2件を提案しておりますので、どうか原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げまして、招集のあいさつ並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めるについて

[平成30年大衡村一般会計予算の補正について]

議長（細川運一君） 日程第3、承認第7号、専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは承認第7号別紙でご説明申し上げたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度大衡村一般会計補正予算専決は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億9,654万8千円とするものでございます。なお、専決日でございますが、平成30年12月17日付けで専決処分を行っているものでございます。

続きまして事項別明細でご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。18款1項2目指定寄附金150万円の増でございます。記載のとおり民生部門に120万、教育部門に30万、それぞれの指定寄附がございました。この寄附につきましては大衡診療所の先生からの寄附でございます。

続きまして歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費10万円の増でございます。補助金といたしまして、社会福祉協議会に対する補助金でございます。3目老人福祉費100万円の増でございます。こちらにつきましても同じく補助金でございまして、老人クラブでございますが、単位クラブと連合会に対する補助金でございます。なお、敬老会事業につきましては、この指定寄附金の特定財源と一般財源の財源入れ替えを行ってございまして、敬老祝金に充当しているものでございます。

9款2項2目小学校の教育振興費10万円の増、消耗品の増でございまして、図書購入経費に充当するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3項2目中学校の教育振興費10万円の増でございます。消耗品といたしまして、小学校と同じく図書購入経費に充当するものでございます。5項1目保健体育総務費10万円の増でございます。補助金の増でございまして、村スポーツ協会への補助金の計上でございます。

13款1項1目予備費10万円の増でございます。調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたしたいと思います。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第72号 財産の取得について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） おはようございます。

それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開きください。

議案第72号、財産の取得について。

下記財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

記

1、物 件 名 平成30年度大衡小学校教育用コンピューター購入事業。
2、数 量 教育用コンピューター一式。
3、契約の方法 指名競争入札。
4、取 得 の 価 格 1,215万円。
5、契約の相手方 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡2丁目4番22号
株式会社内田洋行 I T ソリューションズ
地域事業本部東北支店 支店長 小林義雄

平成30年12月28日提出

大衡村長 萩原達雄

大衡小学校のコンピューター室のコンピューターは平成21年度に更新したものであり、更新から8年あまりが経過しております。画面が映らない等の動作不良を起こす機器も出ており、また基本ソフトWindows7も来年度中にサポート期限が切れますことから、今回、再編関連訓練移転等交付金を活用し、教師用コンピューター1台、児童用コンピューター35台及びそれらに付随いたしますソフト一式を更新するものです。

何卒お認めいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 関連っていうか、購入そのものではないんですけども、この契約の際にちょっとお伺いしたいのは、古いコンピューター、これらについての取扱いっていうのは、下取りとかそういうものは入るんでしょうかということでお伺いしたい。あるいはまた、処分するのはどういう方法かっていうことで、お分かりでしたらお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画でよろしいですか、企画でよろしい、あっち、教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 古いものについては、現在のところ処分を考えております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） そうすると契約時点ではそういうものの交渉はないというふうに考えてよろしいですか。いまからその処分を考える。まあ普通の事務用であれば、いろんなね、個人情報とかいろんなことあるでしょうが、教育の場合はそんなことないと思うので、ち

よつとお伺いしたんですが。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 中に大事なものが入っているということはないかと思いますが、なお確認のうえ、情報等、間違って流出等がないように、十分確認のうえ、処分について考えてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 財産のほうだと学校であっても役所関係、企画なり総務なりの担当になるかと思いますけど、個人的にコンピューターなんかを処理する場合は、まだ廃品として売れるような価値があるものもあるというような、私自身も聞いているんですが、そういったことの検討はなさらないんですかということでお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 実際ですね、中にどんな、個人情報まではいかない部分のデータが残っているかと思いますけれども、そういった部分の処分の部分についてはですね、先ほど教育学習課長が申し上げたとおりの部分でございまして、多分こちらのほうの該当、契約いただいた内田洋行さんですか、多分処分をお願いするような形になるかと思います。そういう部分で下取りのような形での部分ではないということでのご理解をお願いしたいということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 2点お尋ねいたします。

同じく関連なんですが、この処分の方法ですけれども、ゼロ評価の処分なのか、あるいはリサイクル的なもので、この契約の中にそういうような事項に扱われて、数字に判定しているものなのかが一点。

それから、これまでの実績、平成21年度からの導入ということで、立ち上げでの同期不良、あるいは画面表示というような説明でございましたが、1年生から6年生まで、このパソコンを使っての授業の効果。そしてまたどの程度、具体的な授業のですね、情報を得ているものかお尋ねをします。

議長（細川運一君） はい、教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 今回購入いたしますのは、コンピューター室のコンピューターになります。平成21年度に更新いたしましてから、議員おっしゃいましたとおり1年生から6年生まで、これまで授業で使用してきたものと思っております。具体的にこの授業

のどの部分でというところについては把握してございませんが、前回の定例議会の際にもお話が出たかと思いますが、平成32年度からプログラミング教育も本格的に始まります。そちらについても対応可能なものをソフトとして入れることとしておりますので、これまで以上に今後活用が期待できるものと考えております。

以上です。

議長（細川運一君） 先ほどの佐々木金彌議員の質問で、ゼロ、下取りを含めての入札額ということで、ゼロ処分ということではないかなと、評価額なしというご答弁だったと思いますけれども、改めて教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 今回のものについては、前回も内田洋行さんではないかと思いますので、処分費用については、中には計上はございませんので、お願いする形になるかと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 課長、もう少しそこは勉強していくほしいと思います。ということは、車でもそうです。あるいは固定資産として扱える財産というような部分でありますから、これがどういったものに処分されるのか、そういう評価的にですね、行政から処分してくださいということで、業者とのそのへんの検討の中のやり取りの中には、逆にこちらから手出しをして評価しなきゃないものなのか、あるいはお預かりする下取りというようなことが、有価的に、要はお金が発生するようなビジネスも存在するわけですから、企業のほうでそこを利益の中に含んで契約を、数字反映させているんじゃないのかなというふうに想定されるわけです。その件についてはまた折を見てですね、そのような情報が提供できるような場面があればご紹介いただきたい。

また、大衡小学校は郡内県内を見てもパソコン室ということで、こういうような教育にはいち早く着手し、いろんなところから視察を受けたりして、注目を浴びているものと私は認識しているんですが、1年から6年がですね、どのくらいの授業という部分にも、もう少し、大変申し訳ありませんが、学校現場と1年生の場合だと週何時間、あるいは月どの程度の時間、6年生だとこのような授業でこのようなレベルまで、仕事っていうか授業の効果が出ているんだっていう情報をやはり得るべきだと思います。そして32年からですか、プログラミングということで、新しい授業のデバイス的な部分の情報をインストール、インストールっていうかデータを入れることによって形を作ったり、計算をさせたり、そういうような授業になるものと思いますけれども、そういうような部分にも情報として周

知すべきだと私は思いますが、そのへんお尋ねをいたします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えをいたします。学校につきまして、どのくらいの頻度で使用しているか、再度確認を取りたいと思います。

それからプログラミング教育につきましては、平成31年度、来年度に32年度に向けて教育計画を立てていただくことになりますので、そのあたりにつきましても合わせてどのような形で使っていくか、確認をしながら活用をお願いしてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 教育用コンピューター一式というふうな部分、この一式の中にですね、サポートなど含まれているものなのか。

それと21年度にこの事業、いまのコンピューターは入っているっていうことですけれども、W i n d o w s 7 のサポートも終わるということでしたが、当時7はないので、その前のものだったかと思うんですね。7にアップする、アップデートするというふうな部分、そういう部分もこの一式の中に入っているのか、それともその後に再度更新、もしかすると前回のものがどのくらい更新されていたのか、お分かりでしたらお答え下さい。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。一式ということで、今回購入いたしますのは、本体として教師用の端末、それから児童用の端末。こちらは基本ソフトのW i n d o w s 10 P r o 64ビットというものを入れる予定でございます。ディスプレイ、教師用2台、児童用35台、スピーカー内蔵のものを購入いたします。ソフトウェアといたしまして、小学校向け、これは教育用になるかと思います。小学校向けの総合ソフト、ジャストスマイルというものと、授業支援システムとしてスカイメニューという二つのソフトを導入いたします。

以上です。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） ということはコンピューターそのものの価格という認識でよろしいんですね。サーバーとかですね、それから保守、特にコンピューターは保守の部分がどちらかというとお金、費用がかかるはずなんです。そのへんがないと、あとそれからウィルスソフトであったりとかですね、そのへんはしっかりされているのか。

またいまのソフトの説明ですと、プログラミング教育の部分については再度プラスで購

入しなければいけないという状況という認識でよろしいのか、お願いします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。ソフトにつきましては小学校向け総合ソフトのジャストスマイル、それから教育支援システムスカイメニューということで、こちらにプログラミング教育対応のものが入っているということで、精査いたしましてそちらをお願いすることにいたしました。

それから保守対応につきましては今後5年間お願いする。そちらも込みになっておりますが、これまででも保守については更新をかけてまいりました。それからサーバーにつきましては平成28年度だったと思います。小学校のほうでサーバー、大きいのをやっておりますので、それで対応可能ということでございます。

以上です。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

良いお年をお迎え下さい。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員